工事監督の心得

(趣旨)

- 第1条 監督職員は、良好な工事を期限内に適確に完成させるため、次の各号に定めると ころにより契約者の工事工程、施工要領等を十分承知して監督、指導しなければならな い。
 - (1) 仮 設 備 仮設備は、工事進捗上重要なものであるから図面、配置図等を提出 させ十分検討すること。
 - (2) 資 材 契約者が予定している主要資材の購入先又は産地及びその生産能力を把握すること。
 - (3) 労 務 各工程の作業人員、石工及び大工等熟練工の経験、能力について把握すること。
 - (4) 機械及び器具 その工事に使用予定の機械の種類、台数、大きさ及び能力等を把握すること。
 - (5) 施工要領 工事の施工順序、コンクリート施工継手の位置、型枠の方法及び作業の方法等を把握し、詳細に調査して工事の工程と工期を検討の上、指示事項等を徹底させ、契約者と隔意の無い意見の交換の下に工事の円滑な進捗と実施に努めさせること。
 - (6) 現場発生品 現場発生品については、当該現場に使用する以外のものは市有財産 であるため必ず工事担当課長の指示を受けて処理すること。

(留意事項)

- 第2条 工事監督に際しては、次の各号に定める事項に留意しなければならない。
 - (1) その工事で築造される構造物の一つ一つの目的、力学的作用を十分理解しなければならない。
 - (2) 契約者から施行上の疑義、支障及び材料納入済後の検査要求があったときは、直ちに現地において調査、指導又は検査をしなければならない。
 - (3) 工事施工中に丁張、床堀、基礎杭等一工種ごとの完了の報告があったときは、現地 において検査をし、次の工種の着工の適否を調査判断の上指示しなければならない。 ただし、支障のないときは、後日写真等により確認しなければならない。
 - (4) コンクリート打始めのときは、現地で型枠配合混合方法及び段取りにつき調査し、 不都合な点は、直ちに是正させ、監督員立会いの上、打設を開始させなければなら ない。また、同一現場における別の構造物の施工についても、同様の取扱いとする。
 - (5) 杭打、矢板打等同一構造物及び材料を連日使用するときは、使用数量、受高に対する残数量等の把握及び破損材料等の処置、集積等について指導しなければならない。
 - (6) 現場の整備は、工事進捗及び事故防止上非常に重要なものであるから十分留意し、 指導しなければならない。